

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

秋田市長 穂積 志

秋田市規則第26号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表河辺市民サービスセンターの項の前に次のように加える。

道路維持課整備棟	300円
----------	------

附 則

この規則は、令和5年7月3日から施行する。